

佐賀大学医学部看護学科編入学規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学医学部規則（平成16年4月1日制定）第5条第2項の規定に基づき、佐賀大学医学部看護学科への編入学に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 編入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 短期大学の看護関係学科を卒業（卒業見込みを含む。）した者。

(2) 専修学校の専門課程（看護系）のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了（修了見込みを含む。）した者。（ただし、学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(選抜)

第3条 編入学者の選考は、学力試験、面接、出願書類及び健康診断の結果を総合して行う。

(入学の時期)

第4条 編入学の時期は、学年の始めとし、第3年次に編入学するものとする。

(修業年限及び在学年限)

第5条 編入学者の修業年限は原則として2年とし、その2倍を超えて在学することとはできない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。